

Ⅲ 年間監査計画

小美玉市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）第13条の規定に基づき、令和2年度の監査計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

監査委員は、地方自治法により設置された独立した執行機関として、公正で効率的な行政運営を確保するため、監査を実施します。

監査を行うにあたっては、「公正な監査」、「市民の視点に立った監査」を理念とし、市民から信頼される監査の実現を目指して、次の基本方針に基づき監査を実施します。

（1）公正・透明性のある監査

- ・ 常に独立性を保持し、公平な立場での確な指導、指摘を行うとともに、事務事業及び予算執行が法令、倫理、モラル等を遵守してなされているかを重視した監査を行います。
- ・ 監査結果の積極的な公表により、監査業務についての市民の理解を深めるよう努めます。

（2）実効性のある監査

- ・ 経済性、効率性及び有効性の観点を重視し、積極的に市民視点から監査を実施することにより、市民の利益、福祉の向上を目的とした効率的、効果的な市政運営が図られる監査を行います。
- ・ 監査の指摘事項等について、是正・改善に向けた取組みが行われているか、あるいは制度改正等に伴い事務処理が変更されるものを重点的に監査を行います。

2. 監査種別実施方針

（1）定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

令和2年度における予算執行等の財務に関する事務の執行、及び公営企業会計の経営に係る事業の管理が、法令等に従って適正に合理的に行われているのか等の観点から監査を実施します。

工事に関する監査は、施工の適正性を検証するとともに、工事の性質に照らし、施工時期、工期、工事内容等が妥当か、計画面及び手続面から精査します。

全部局を対象に、3年に1回以上実施します。監査の実施に当たっては、別途9月に「定期監査実施計画」を定めます。

（2）行政監査（地方自治法第199条第2項）

必要があると認めるときは、市の事務事業の執行が効率的に行われているか等について、定期監査と並行して実施します。

（3）随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

定期監査のほかに必要と認めるときは、随時に監査を実施します。

(4) 財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項）

市が出資・貸付・補助等の財政的援助を行っている団体については、次の事項を主な着眼点として実施します。

- ① 事業の運営が財政援助の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- ② 所管機関の団体に対する指導監督は適正に行われているか

令和2年度の監査対象団体は、公の施設の指定管理者から選定し、令和元年度決算を対象とします。監査の実施に当たっては、別途「指定管理者監査の実施計画」を定めます。

(5) 決算審査

ア 普通会計（地方自治法第233条第2項）

決算書その他の関係書類について、計数の確認及び財政状況の分析を行うとともに、予算執行が合理的かつ効率的に行われているかなどについて審査し、意見を付します。

イ 公営企業会計（地方公営企業法第30条第2項）

決算書その他の関係書類について、計数の確認及び経営成績・財政状況の分析を行うとともに、経済性の発揮及び公共性の確保がなされているかなどについて審査し、意見を付します。

ウ 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の係数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかについて審査し、意見を付します。

(6) 健全化判断比率等審査

ア 普通会計（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

前年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の各々の算定は適正に行われているか、また算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかなどについて審査し、意見を付します。

イ 公営企業会計（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

資金不足比率の算定は適正に行われ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかなどについて審査し、意見を付します。

(7) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者（企業出納員）の保管する現金の出納について計数を確認するとともに収支の動態を計数面から把握し、現金の出納事務が適正に行われているかを検査します。

なお、下水道事業については、本年度から適用される公営企業会計の現金出納検査として実施していくものとします。

(8) 住民監査請求による監査（地方自治法第242条第4項）

市民から違法・不当な公金の支出等について監査の請求があった場合は、60日以内に監査を行い、請求理由が認められる場合は勧告を行います。

(9) 指定金融機関等監査

(地方自治法第235条の2第2項・地方公営企業法第27条の2第1項)

指定金融機関等の監査については、地方自治法その他関係法令の規定に基づき必要に応じ実施します。

(10) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査，議会からの請求に基づく監査等その他の監査については，必要に応じその都度，監査計画等を策定し実施します。

3. 監査等の実施体制

監査委員2名で監査等を実施し，事務局長以下2名が補助をします。資料に基づく監査のほか，必要に応じ，ヒアリング（説明聴取）及び現地監査により実施するものとします。

4. 実施時期

令和2年度監査等実施計画

期 日		職 務 権 限							付 記
		定 期 監 査	行 政 監 査	補 助 団 体 監 査	例 月 出 納 検 査	決 算 審 査 等	指 定 金 融 機 関 等 監 査	基 金 運 用 審 査	
		法199 ①、④	法199 ②	法199⑦ 令140の ⑦	法235の2 ①	法233② 地公企法 30②③ 健全化法 3①、22①	法235の2 ② 地公企法 27の2①	法241⑤	
4月	23日(木)				○				令和1年度 3月分
	24日(金)				○				
5月	28日(木)				○				令和1・2年度 4月分
	29日(金)				○				
6月	25日(木)				○				令和1・2年度 5月分
	26日(金)				○				
7月	2日(木)					○			公営企業会計決算・健全化審査
	3日(金)					○			
	20日(月)				○				6月分
	21日(火)				○				
	22日(水)					○		○	普通会計決算審査 一般会計等健全化審査
	27日(月)					○		○	
	28日(火)					○		○	
	30日(木)					○		○	
	31日(金)					○		○	
8月	3日(月)					○		○	7月分
	4日(火)					○		○	
	6日(木)					○		○	
	26日(水)				○				
	27日(木)				○				

期 日		職 務 権 限						付 記	
		定 期 監 査	行 政 監 査	補助団 体監査	例月出 納検査	決 算 審 査 等	指定金 融機関 等監査		基金運 用審査
		法199 ①,④	法199 ②	法199⑦ 令140の ⑦	法235の2 ①	法233② 地公企法 30②③ 健全化法 3①,22①	法235の2 ② 地公企法 27の2①		法241⑤
9月	24日(木)				○			8月分	
	25日(金)				○				
10月	22日(木)				○			9月分	
	23日(金)				○				
	27日(火)	○							
	28日(水)	○							
11月	5日(木)	○						10月分	
	6日(金)	○							
	26日(木)				○				
	27日(金)				○				
12月	24日(木)				○			11月分	
	25日(金)				○				
1月	14日(木)	○						12月分	
	28日(木)				○				
	29日(金)				○				
2月	4日(木)			○				1月分	
	5日(金)			○					
	25日(木)				○				
	26日(金)				○				
3月	25日(木)				○			2月分	
	26日(金)				○				